

平成 24 年度外国人学校振興費補助金交付事務取扱要領

(目的)

第 1 条 この取扱要領は、平成 24 年度企画県民部補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第 2 条に基づき、平成 24 年度外国人学校振興費補助金に係る事務処理の適正な執行を図るため、要綱に定めるもののほか補助金交付に関して必要な事項について定める。

(補助金の交付対象)

第 2 条 要綱第 2 条別表の補助事業の対象となる外国人学校とは、もっぱら外国人の児童・生徒等を対象とした教育を行う学校教育法第 1 条に規定する学校に準じた学校で、同法第 134 条第 2 項で準用する同法第 4 条に基づき認可を受けたものをいい、別表 1 に掲げる学校とする。

ただし、補助金を交付することが適当でないと知事が認めた外国人学校を除く。

(補助金の配分方法)

第 3 条 要綱第 2 条の補助金額は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に相当する各課程(以下「各課程」という。)の単価に平成 24 年 5 月 1 日現在の各課程の生徒数を乗じて得た額の合計とする。各課程の単価は、予算額を平成 24 年 5 月 1 日現在の各課程の生徒数に別表 2 に定める配分比を乗じた数の合計(小数点以下は切り捨て)で除した額に別表 2 に定める配分比を乗じた額(小数点以下は四捨五入)とする。

2 前項の規定により算出した額は、要綱第 2 条の事業等に要する経費の 2 分の 1 以内とする。

3 前 2 項の規定に基づき算定した額の合計が、予算額に満たない場合は別表 3 に定めるところにより算定した額を加算する。

4 前 3 項の規定に基づき算定した額は、平成 24 年度予算額を勘案して別表 4 に定めるところにより調整を行う。なお、1,000 円未満の端数については予算額の範囲以内で端数調整し、第 2 項の補助限度を超えるものについては補助限度以内の調整とする。

(交付申請の添付書類)

第 4 条 要綱第 3 条で知事が別に定める添付書類は、事業計画書(様式第 1)とする。

(実績報告の添付書類)

第 5 条 要綱第 11 条で知事が別に定める添付書類は、補助金実績報告書内訳(様式第 2)とする。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

別表1 外国人学校一覧表

学 校 名	設 置 者
伊丹朝鮮初級学校	(学) 兵庫朝鮮学園
尼崎朝鮮初中級学校	(学) 兵庫朝鮮学園
神戸朝鮮初中級学校	(学) 兵庫朝鮮学園
西神戸朝鮮初級学校	(学) 兵庫朝鮮学園
神戸朝鮮高級学校	(学) 兵庫朝鮮学園
西播朝鮮初中級学校	(学) 兵庫朝鮮学園
カネディアン・アカデミー	(学) カネディアン・アカデミー
聖ミカエル国際学校	(学) 聖ミカエル国際学校
マリスト・ブラザーズ・インターナショナル・スクール	(学) マリスト国際学校
神戸ドイツ学院	(学) 神戸ドイツ学院
神戸中華同文学校	(学) 神戸中華同文学校
芦屋インターナショナルスクール	(学) 芦屋インターナショナルスクール

(12校)

(7法人)

別表2

相当する課程	配分比
幼稚園	0.5294
小学校	0.8403
中学校	0.8535
高等学校	1.0000

別表3 補助金の加算

$$\text{予算残額} \times \frac{\text{補助限度額} - \text{第3条第1項及び第2項に基づいて算定した額}}{\text{(補助限度額} - \text{第3条第1項及び第2項に基づいて算定した額) の計}}$$

ただし、円未満は切り捨てとする。

別表4 予算による調整

$$\text{第3条第1項から第3項までの規定に基づき算出した額} \times \frac{\text{予算額}}{\text{第3条第1項から第3項までの規定に基づき算定した額の計}}$$